わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市感染症(防疫)対策要領

Ⅰ 趣旨

この要領は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市感染症(防疫)対策要項」に基づき、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」(以下「大会」という。)における感染症(防疫)対策の実施に関して必要な事項を定める。

2 実施方法

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会(以下「市実行委員会」という。)は、 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会(以下「県実行委員会」という。)と相互に連 絡調整を図り、関係機関・団体等の協力を得て、感染症(防疫)対策を実施する。

3 実施内容

- (1) 広報活動
 - ア 選手・監督、役員、視察員、報道員および一般観覧者(以下「大会参加者等」という。)に対し、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を周知し、正しい知識の 普及および意識の啓発を図る。
 - イ 保健所や県実行委員会が作成した啓発媒体を配布・掲示し、予防意識の向上を図る。
 - ウ 広報誌やホームページ等の広報媒体を活用した啓発活動を実施する。
 - エ 各種講習会およびイベント等を活用した啓発活動を実施する。
- (2) 衛生備品の配備

市実行委員会は、大会期間中における感染症の発生予防およびまん延防止のため、競技会場および練習会場の入り口や手洗い設備等に、必要に応じて手指用消毒液等の衛生 備品を配備する。

(3) 感染症患者発生時の措置

大会参加者等に感染症患者(疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。)が発生した場合には、感染症法等に基づく措置を講じるとともに、必要に応じて保健所の指導・助言を求め、感染のまん延防止に努める。

(4) 緊急連絡体制の整備

大会期間中における感染症の発生およびまん延を防止するため、関係機関等との緊急 連絡体制を整備する。

4 その他

- (I) この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における感染症(防疫)対策についても、必要に応じてこの要領を準用する。

(3) 第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA輝く障スポ」については、「第24回 全国障害者スポーツ大会県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針」に基づき 実施する。

付 則

この要領は、令和6年2月22日から施行する。